

■大阪府住宅まちづくりマスタープランにおける
取り組み状況

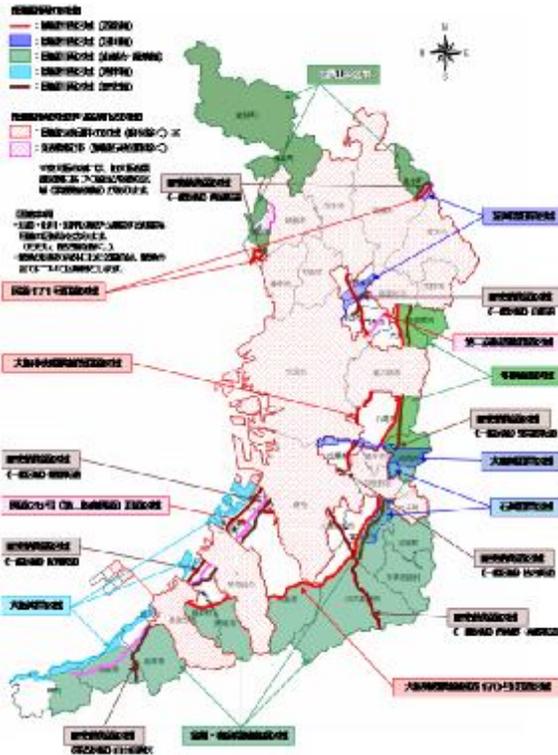
「(4)地域の特性を活かした美しく魅力あるまちの形成」
に景観の取り組みを位置づけ

○取り組むにあたっての手法

- ・景観法に基づく景観計画の策定
- ・景観法に基づく景観計画区域への位置づけ
- ・市町村の景観行政団体化 など

○進捗状況

- ・景観計画:景観計画区域において一定規模以上の建築物、工作物を色彩などを規制
- ・景観計画区域:道路軸、河川軸、湾岸軸、歴史軸、山並み・緑地軸、歴史的重点地区
- ・景観行政団体化:16市町



また、その他の景観形成に向けた最新の取り組みとして、景観審議会の26年度の状況を右に紹介する。

■世界遺産登録推進に向けた古市古墳群緩衝地帯における屋外広告物規制について

平成26年5月27日 景観審議会

諮問内容

- ・大阪府と堺市、羽曳野市、藤井寺市は、平成29年度の百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を目指し、その実現に向け様々な取組を行っている
- ・これらの資産を保護するために設定された古市古墳群の緩衝地帯における屋外広告物の規制にあり方について諮問
(百舌鳥古墳群については堺市の権限の範疇、古市古墳群の建物の高さや色彩などの意匠については羽曳野市、藤井寺市の権限の範疇のため)

平成26年8月7日 古市古墳群部会

平成26年12月2日 古市古墳群部会

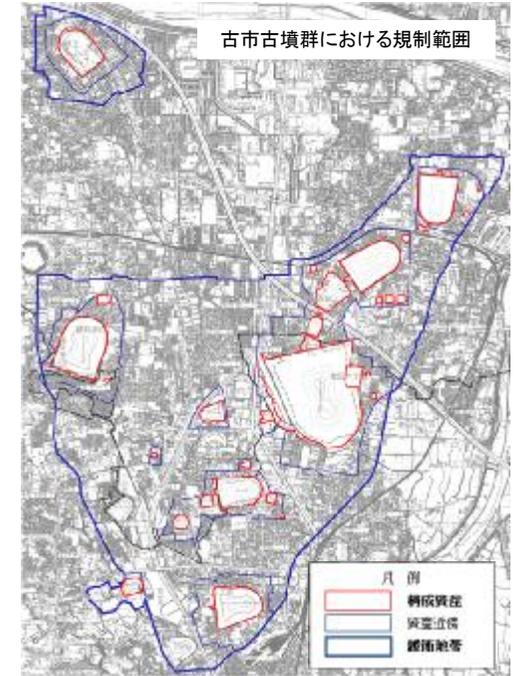
平成27年3月19日 景観審議会

答申内容

- ①規制内容(※)については、妥当な内容である
(※ 資産近傍:原則掲出禁止
緩衝地帯:非自家用は掲出禁止、自家用は屋上広告物の掲出禁止)
- ②「適用除外となる自家用広告物」について、規制方針(案)に抵触することとなるものは、掲出できない扱いとすることが必要
- ③経過措置期間の延長等についても柔軟な対応が求められる

答申を受けて

来年度に答申内容を反映するため、条例等の改正を行う
それ以降も、世界遺産の動きに合わせ、必要な取り組みを行う



■大阪府景観形成基本方針のあり方について

平成26年9月22日 景観審議会

諮問内容

- ・平成20年に改訂した大阪府景観形成基本方針について、一定期間の経過を踏まえた取組状況の検証と、そこから明らかになる課題への速やかな対応が求められることから、そのあり方について諮問

平成27年1月15日 景観部会

平成27年2月18日 景観部会

平成27年3月19日 景観審議会

答申内容

- ①景観に関する理念・認識を共有すること
- ②市町村との連携を促進すること
- ③府民・事業者との連携を促進すること
- ④公共事業の取組を促進すること
- ⑤景観資源をまもり・活かすこと
- ⑥取組の成果をとりまとめ検証できるようにすること

答申を受けて

来年度以降、出来るだけすみやかに、答申内容の具体化を図る

■官公署等における屋外広告物のあり方について

平成25年12月5日 景観審議会

諮問内容

- ・多くの公共施設がいわゆるネーミングライツ事業を採用され、官公署等において広告を掲出されることに対応していく必要性が生じているため、そのあり方について諮問

平成26年1月28日 屋外広告物部会

平成26年3月14日 屋外広告物部会

平成26年5月27日 景観審議会

平成26年10月6日 景観審議会

答申内容

- ①官公署等の敷地内を禁止区域から解除すべき
- ②一定の公共性を確保するための指針となるような誘導の仕組みを構築すべき
- ③第三者的な立場の者に意見を聞くことが可能な体制づくりをすべき

答申を受けて

条例改正(H26.12議会で改正、H27.4.1施行)

- ①平成27年4月1日より官公署等の敷地内を禁止区域から解除
- 官公署等における屋外広告物の掲出ガイドライン(案)を作成
- 上記ガイドラインに位置づけて、②の仕組みの構築と③の体制づくりを行う